

環境基本計画

政府の定める「環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための環境の保全に関する基本的な計画」で、現行計画（第3次）は、平成18年4月に策定された。この計画では、「環境から拓く 新たなゆたかさへの道」をサブテーマに、環境政策の新たな方向性、今後展開する取組などを示している。

今後の環境政策の展開の方向としては、環境と経済の好循環に加え、社会的な側面も一体的な向上を目指す「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」などを提示している。

また、今後展開する取組として「市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり」「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」などを決定し、2025年頃までに実現すべき社会を目指した施策の方向と取組の枠組みを明らかにしている。

環境試料

放射能分析を行うため、食品に供されるもの、放射性核種の分布等全体の傾向の把握に役立つもの、蓄積傾向の把握等に役立つものとして採取する農畜水産物、陸水、大気中浮遊じん、海水、陸土、海底土等のこと。

環境の日（168ページ参照）

環境放射線

人間を含めた生物の生活環境内にある放射線のこと、空間放射線及び環境試料の放射能の総称。

環境マネジメントシステム（173ページ参照）

環境リスク

人の活動によって加えられる環境への負荷によって好ましくない現象や結果が生じる恐れ（可能性）をいう。「化学物質によって生じる健康や生態系への被害の可能性」や「開発や事業活動による環境への影響の不確実な部分」など、広い意味で使われている。

管理型最終処分場

産業廃棄物の最終処分場は、安定型、管理型及び遮断型の3種類に分けられる。管理型最終処分場は、基準に適合した汚泥、燃え殻等を埋立処分する施設で、埋立地からの浸出水によって地下水や公共水域の汚染を防止するための遮水工（埋め立て地の側面、底面に遮水シートなどを設ける）、浸出水を集める集水設備及び集めた浸出水を処理する施設等が必要である。

[き]

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

人為起源による気候変動、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的に、世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織である。各国政府を通じて推薦された科学者が参加し、5～6年ごとにその間の気候変動に関する科学研究から得られた最新の知見を評価し、評価報告書にまとめて公表する。

気候変動枠組条約（気候変動に関する国際連合枠組条約）

地球温暖化に関する取組を国際的に協調していくための国際条約で、平成4年に採択され平成6年に発効した。日本は、平成4年に署名、翌年に批准している。本条約は、気候システムに対して危険な人為的干渉を及ぼすこととしない水準に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的としている。

京都議定書

平成9年、京都で第3回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)が開催され、2008年～2012年の間に、温室効果ガスの排出量を1990年のレベルより先進国全体で5%以上削減することなどを約束した「京都議定書」が採択された。議定書では、先進各国の削減約束が定められ、我が国は6%の削減を約束した。議定書は、ロシアの批准により発効要件が満たされ、平成17年2月に、採択から7年の歳月を経て発効し、議定書を批准した先進国は、その数値約束を守ることが法的な義務となった。

希少野生動物種

個体数の著しい減少、生育・生息地の消滅などにより絶滅のおそれがあるとして、「絶滅のおそれのある動植物の種の保存に関する法律」で定められている動植物の種のこと。

県内の国内希少野生動物種には、アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ、オーストンオオアカゲラ、ハヤブサ、ヤイロチョウ、アカヒゲ、オオトラツグミ、ベッコウトンボ等が指定されている。

規制基準

工場等から排出又は排水する物質及び発生する騒音等についての限度を定めた基準のこと。この数値は、人の健康や生活環境への影響を考慮して定められている（具体的数値は各法令で定められている）。

【く】

空間放射線

空間に存在する放射線のこと。私たちのまわりには、大地、大気からの放射線や、宇宙線などによる自然放射線が存在している。自然放射線の量は、地質や地形の違いなどにより場所毎に違った値をとることから、測定地点によって違う値をとる。また、同じ場所であっても、降雨などの気象条件により変動している。特に雨による影響が大きく、雨が降ると一時的に高くなることから、地点毎の測定データは一定の値ではなく範囲をもつ。空間放射線の測定は、3か月間積算線量（単位：mGy）及び線量率（単位：nGy/h）で行う。

クリーンエネルギー自動車

低公害車のうち、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車のこと。

グリーン購入法

国等における環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するために制定された法律。正式名称「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」。県においては、同法に基づき「県環境物品等調達方針」を毎年度策定し、同方針に基づき環境物品の調達を推進するとともに、その実績調査を実施し、結果を公表している。

Gy（グレイ）

物質における放射線のエネルギー吸収量を表す単位で、空間放射線の量を表す単位として、X線及びγ線の空気吸収線量が用いられる。

【け】

原生自然環境保全地域

自然環境保全法第14条に基づいて指定される人間の活動の影響を受けることなく原生の状態を維持している地域のこと。

自然環境の保全という目的から、指定地域内では建築物その他工作物の建築等、木竹の伐採、動物の捕獲などが禁止されている。原生自然環境保全地域は国内では5箇所の地域がされており、本県では屋久島の一部（1,219ha）が指定されている。

県レッドデータブック

野生生物の種の中には人間活動によって絶滅したり、減少したりしているものがある。野生生物を

人為的に絶滅させないようにするため、現状を調査し、まとめたものがレッドデータブックである。県レッドデータブックは、平成11年度から4か年にわたる「希少野生生物調査」を基に、県内の絶滅のおそれのある種の現状を明らかにし、県民や事業者によく普及啓発し、自然保護への理解を深めていただくとともに、行政の自然保護施策への活用や開発事業において配慮を行うこと等を目的として、平成15年3月に作成し、平成28年3月に改訂した。

【こ】

公害苦情相談員（171ページ参照）

公害紛争処理制度（171ページ参照）

公害防止条例

公害防止に関する県条例で、昭和47年に施行された。大気、水質、悪臭、騒音などのそれぞれの公害分野について、規制対象施設や規制基準などを定めている。例えば、国の法律では規制されていない、深夜騒音や拡声器騒音についても、音量規制や使用制限を設けている。

光化学オキシダント（77ページ参照）

降下ばいじん（85ページ参照）

公共用水域

公共目的で利用される水域のことであり、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、これらに接続する公共溝渠、かんがい用水路などをいう。水質汚濁防止法においては、公共用水域が汚濁防止の対象とされている。

小型家電リサイクル法

携帯電話やゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進し、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るために制定された法律（平成24年8月公布、平成25年4月施行）。正式名称「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」。

法の対象品目は、家電リサイクル法対象の4品目以外の電子機器等とされており、市町村が、消費者から回収した使用済小型電子機器等を国の認定事業者へ引き渡し、認定事業者は、レアメタルや貴金属等の再資源化を行い、製造業者等が循環利用する仕組みとなっている。

コージェネレーション

ガスタービンやガスエンジンなどにより発電を行うと同時にその廃熱を利用するシステムで、熱電併給とも呼ばれる。通常の発電では熱効率が40%以下であるのに対して、コージェネレーションでは70~80%という高い熱効率を得ることも可能。最近では、クリーンな燃料電池によるコージェネレーションも製品化が進められている。

⁶⁰Co (コバルト-60)

原子炉の中で安定元素である⁵⁹Coに放射線の一種である中性子が吸収されて生成する半減期約5年、ベータ線とガンマ線を出す放射性物質。

[さ]

サーベイポイント

モニタリングカーや、サーベイメータで空間放射線量を定期的に測定する地点。

最終処分場

廃棄物を埋め立てにより最終処分する施設のこと。最終処分場は、廃棄物の種類により、一般廃棄物最終処分場と産業廃棄物最終処分場に区分される。産業廃棄物最終処分場には、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場がある。これらの最終処分場については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」により、設置や運営に関する構造基準と維持管理基準が定められている。

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。

再生資源

廃棄物が加工され、利用可能となった有用物又は製品。廃棄物を資源と考えて天然資源と区別し、「再生資源」としたものである。一般廃棄物に限定して考える場合には「資源ごみ」ということもある。

産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴い生じた廃棄物で、廃棄物処理法では、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など、全部で20種類が定められている。

産業廃棄物の処理については、原則として排出事業者が自らの責任において適正に処理することが義務づけられている。

<一般廃棄物>を参照。

産業廃棄物税

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てるために課する法定外目的税で、平成14年度に三重県が全国で最初に導入して以降、全国の自治体で導入の動きが広まった。鹿児島県では、九州各県と共同で検討を重ね、各県とほぼ共通の制度内容で平成17年度から導入している。

酸性雨 (85ページ参照)

残留性有機汚染物質 (POPs)

化学物質の中には、環境中で分解されにくく、生物体内に蓄積しやすく、地球上で長距離を移動して遠い国の環境にも影響を及ぼすおそれがあり、一旦環境中に排出されると私達の体に有害な影響を及ぼすおそれがあるものがある。このような性質を持つ化学物質は通称POPs (ポップス: Persistent Organic Pollutants) と呼ばれ、ダイオキシン類やPCB (ポリ塩化ビフェニル) 等がある。

[し]

COD

「Chemical Oxygen Demand (化学的酸素要求量)」の略語で、湖沼や海域における有機性汚濁の代表的な指標である。その値は、水中の有機物が酸化剤により化学的に分解されるときに消費される酸素の量で表され、値が大きいほど水が汚れていることになる。

自然環境保全地域

自然的社会的条件から自然環境を保全することが特に必要な重要地域として、自然環境保全法又は県自然環境保全条例に基づいて指定されている地域。具体的には、すぐれた天然林、特異な地形、すぐれた野生生物の生息地などを有する地域がこれに当たる。指定区域内では、木材の伐採などが制限されている。県内では、国の自然環境保全地域として「屋久島原生自然環境保全地域」及び「稲尾岳自然環境保全地域」が、県の自然環境保全地域として「木場岳」及び「万九郎」が指定されている。→原生自然環境保全地域

自然環境保全法

自然環境の適正な保全を目的に、昭和48年に施行された法律。